

建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内の 一部改正に関する意見公募について

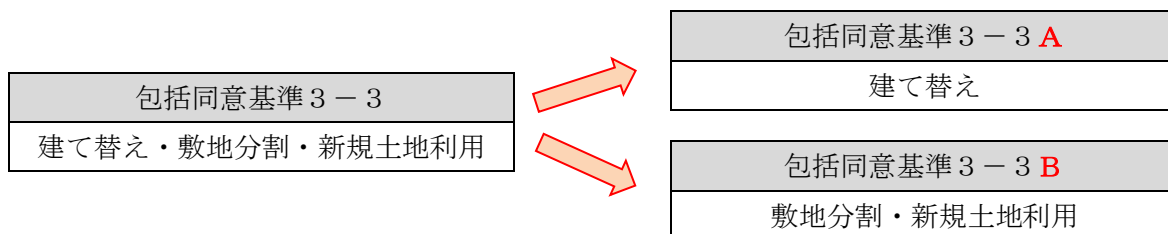
令和 6 年 6 月 3 日に、建築基準法第 43 条第 2 項の規定による認定及び許可の基準の一部改正（基準の明確化や基準の構成変更、文言の整理等）を行いました。

その改正に伴い、「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内」についても、文言を整理し、構成の変更等を行います。つきましては、広く市民の皆様から意見を公募します。

1 改正の概要

(1) 構成の変更

包括同意基準 3-3 においては、建て替え、敷地分割及び新規土地利用についての規定が 1 つの基準にまとめられており、複雑な構成となっていたため、基準の構成の見直しを行いました。その改正に伴い、解説の構成の見直しを行います。



(2) その他

各基準における解説の文言の整理や構成の変更等を行います。

※ 具体的な改正内容については、「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内（改正後）」をご確認ください。

2 施行予定日

令和 6 年 12 月（予定）

※令和 6 年 6 月 3 日に改正した「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による認定基準及び許可基準」を施行するとともに、今回改正を行う「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内」を公開予定です。

裏面あり

3 意見公募要領

■意見公募期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月29日（火）まで
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

■意見の提出方法

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
（持参の場合は、平日8：45～17：15 ※昼休み12：00～13：00は除く。）

■その他の注意事項

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容は、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、横浜市ホームページで公開します。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。

■問合せ先

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933